

レナード・ウルフの国際連盟構想

——『国際政府論』を中心に——

藪 田 有紀子

はじめに

本論文は、両大戦間期英国の知識人レナード・ウルフ（Leonard Sidney Woolf, 1880~1969）の外交論を明らかにする試みの一環として、彼の第一次世界大戦中の国際連盟構想を分析するものである。

ウルフは英国の政治評論家、編集者、出版業者である。ケンブリッジ大学卒業後、セイロンでの植民地勤務の後に政治に関心を持ち、1916年の『国際政府論』⁽¹⁾発表を機に、国際問題の専門家とみなされるようになった。

フェビアン協会の他、第一次世界大戦勃発後まもなく設立された民主的統制連合（Union of Democratic Control, 以下UDCと略す）⁽²⁾の会員であり、国際連盟協会（League of Nations Society, 以下LNSと略す）の設立にも携わった。戦後のウルフの政治活動は、これらの独立組織から労働党に比重が移り、1918年に設立されたその国際問題諮問委員会（Advisory Committee on International Questions, 以下ACIQと略す）の事務長として1945年に引退するまで活躍した。

ジャーナリズムの関係では、様々な雑誌に書評を中心とする多くの寄稿をただけでなく、独立左派の雑誌『ポリティカル・クォーターリー』の創刊期から編集者を務め、これに自らも多くの論文を執筆した。

以下本論では、まず先行研究による彼の位置づけとその問題点を検討した後、具体的な分析に入る。

第一章 ウルフの歴史的位置づけ

1 先行研究の中のウルフ

レナード・ウルフは彼の同僚たちとともに、A・J・P・テイラーによって「外交における異端」、すなわち「トラブルメイカーズ」—イギリス外交に関する不一致や論争を担った者たち—として分析されている⁽³⁾。テイラーが「異端」と名づけたフォックス、コブデン、ブライト、グラッ

ドストン、そしてマクドナルドといった人々を、マイケル・ハワードは「自由主義的良心」と呼び、一定の価値意識と結び付けて解説した⁽⁴⁾。こうしてウルフは16世紀以降、戦争を嫌悪し、自由主義的な価値観を尊重する立場から外交を論じてきた人々の、綿々たる流れの中に位置づけられたのである。

上記二つの研究においてウルフは、第一次世界大戦期の民主的統制連合（UDC）に属する知識人の一人として紹介されている。UDCの自由主義的な外交思想は、社会主義的な国際協調主義と共鳴しただけでなく、戦況が泥沼化するに及んで労働党の産業的基盤である組合勢力にも受け入れられた。この結果、労働党が全体としてUDCの外交論を引き受けたが、ウルフが中心となって運営した国際問題諮問委員会（ACIQ）に、多くのUDCのメンバーが流れ込んだことがそれを示している⁽⁵⁾。ウルフが「労働党外交はコブデンとブライトから、グラッドストンの自由主義を経て外交政策を受け継いだ」⁽⁶⁾と語った通り、異端的外交論者の多くは第一次世界大戦を機に、その活動の中心を自由党から労働党に移したのであった。

従って労働党外交研究がウルフ研究に深く関わってくる。この分野の先行研究の多くは、同党の外交思想を社会主義イデオロギーや、自由主義的インターナショナリズムといった言葉で説明しようと試みてきた⁽⁷⁾。しかしそういった試みはむしろ、労働党内に常に複数の主張が存在し、対立と論争が常態化していたことを明らかにした。

労働党内部でレナード・ウルフが採った立場について触れた研究は多い。第一次世界大戦期から1920年代にかけての労働党外交論について多くの研究を発表したウィンクラーは、始めからACIQが党の外交政策の形成に果たした役割に注目していた。彼によるとACIQこそ、第一次世界大戦後の労働党を、穏健かつ現実的な政策目標に導き、1928年の政策綱領で確認される国際連盟中心主義を確立させた陰の立役者である⁽⁸⁾。

1930年代については、J. F. ネイラーの古典的研究がある。彼はウルフを、アーネスト・ベヴィン（Ernest Bevin）を始めとする組合勢力と共通する「現実的立場」を採った代表的な知識人として描いた。1930年代のウルフは左派の社会主義連盟、右派の平和主義者に攻撃されながらも、国際連盟による集団安全保障論体制を追求した、労働党の中道、主流派の一人であった⁽⁹⁾。

また吉川宏の研究⁽¹⁰⁾は1930年代の労働党内の国際問題に関する分裂を丁寧に描きながら、幅広い史料によってウルフの相対的な立場を解説している。

以上のような労働党に関する先行研究の中でウルフは、その現実主義によって注目されており、イデオロギー的には社会主義とも、平和主義とも異なる立場を強調される傾向にある。

一方でウルフは、E・H・カー（Edward Hallett Carr）が『危機の二十年』において糾弾した空想主義者の一人として、国際関係理論の研究者の関心も集めている。『危機の二十年』は基本的には、学問としての国際関係理論を構築する際に問題となる、幾つかの誤謬について警告した書物である。しかしカーは、両大戦間期に特徴的な幾つかの政治的主張をも、「空想主義」と呼んで批判した。例えば「世論の神格化」は、空想主義の特徴であり、外交の民主化を訴えた人々（その中心はいうまでもなくUDCであった）に当てはまる。また国際連盟は、ユートピア的思

想の制度化されたものなので、連盟支持者は大部分が空想主義者だとも読める。ウッドロー・ウィルソンは原理原則らしきもので国際政治を統制しようとしたからユートピアンの代表である。こうなると、両大戦間期の左派知識人の多くは空想主義者だったことになる。そしてレナード・ウルフも、自らが空想主義者としてカーに批判されたと感じ、『ポリティカル・クウォーターリー』誌上で反論したのであった⁽¹¹⁾。

両大戦間期の外交を論じた人々が大部分、空想主義者だったというこの命題は、1990年代以降はじめて疑いの目で見られるようになった。そして国際政治理論（史）の研究において、理想主義対現実主義という「最初の大論争」再考が一つのブームになった⁽¹²⁾。その中でウィルソンは、レナード・ウルフが主に1910年～20年代に発表した理論的な著作を対象に、それが理想主義と呼べるか否かを見極めるという目的と評価の基準を持って分析した⁽¹³⁾。彼はウルフが理想主義と呼ばれる理由を、ウルフの著作自体に見出し、客観的な評価を下そうとしたのである。

「大論争」の歴史的背景を探ることによって、その妥当性を問いかけるといふ試みも少し遅れて始まった。中でもシルヴェストは、英国労働党の国際協調主義と、アカデミックな国際関係論の歴史は相互に関連していると主張し、ウルフを含む「理想主義者」たちが1920～30年代の現実の英国外交論争において採った立場を分類した。そうすることで彼は、「大論争」が規定する理想主義者対現実主義者の図式が、彼らの現実の政治的立場には当てはまらず、論争の枠組みとして不適切だということを示したのである。彼はウルフを労働党内の「プラグマティック・リベラル・インターナショナリズム」を代表する一人として数えている⁽¹⁴⁾。

このような「大論争」再考に関連する研究の一部は、典型的な労働党外交研究がとってきた歴史的手法に近づいている。そのためウルフ研究という面から見ると、先行研究をすくい取るような面を持ち、新しさに欠ける⁽¹⁵⁾。

最後に、シーデルの研究は様々な政治的グループで活躍した知識人の群像であるが、ウルフ研究には欠かせない幅広い背景を教えてくれる⁽¹⁶⁾。

2 先行研究の問題点と筆者の問題意識

以上のようにレナード・ウルフは、様々な研究のそこかしこで引用され、分析され、評価されてきた。ところがウルフだけを対象にし、その外交論の展開を詳しく扱った研究は、筆者の知る限りではまだない⁽¹⁷⁾。多くの研究の材料にされているにも関わらず、それらを全て寄せ集めても、彼の外交論の全体像を結ぶには至らない。

先行研究の問題は、数の少なさというよりは内容の偏りにある。ウルフの『国際政府論』に見られる、国際関係に法の支配を持ち込むという考え方や、集団安全保障につながる主張自体は、1914年においてさえ、新しい思想ではなかった。ただそれらはそれまで、「哲学者や夢想家、奇人のための空想的な学問分野としてしか見なされてこなかった」⁽¹⁸⁾。しかしウルフの生きた時代、そのような思想は歴史上はじめて、普遍的な国際組織である国際連盟に結びつき、現実の政治の場で試された。

この劇的な時代背景が研究上の混乱を生んだ。ウルフの外交論は、現実の国際連盟に好意的である場合が多かったが、それでも過剰なほどに国際連盟主義なるものとして纏められてしまった。その枠組みに入らない議論は押しやられ、彼の外交論の一面だけが注目されたのである。その結果、あたかも一組の「国際連盟主義」という外交論が、両大戦間期を通じて存在したかのような印象が作り出された。

筆者はしかし、ウルフが体现した両大戦間期英国の進歩主義的外交論—国際連盟（中心）主義と言っても良い—は現実には、その時々固有の外交目標にあわせて論じられた、より複雑な議論の連なりであると考え。それは静止したイデオロギーではなく、時と共に成熟し、歴史の中で呼吸していた存在である。これを明らかにするためには、ウルフのありのままの言論の変遷を辿る作業を行わなくてはならない。

2章以下では、このような目的を持った研究の出発点として、そもそもの始めにウルフの描いた国際連盟構想がいかなるものであったのかについて、彼の『国際政府論』を中心に分析を行っていく。

第二章 『国際政府論』の誕生

1 先行研究

『国際政府論』の知名度は高く、研究も多い。ウインクラーは、第一次世界大戦期に英国で発表された数多くの国際連盟構想を体系的、網羅的に解説する中で、ウルフが関ったフェビアン協会の連盟案にも触れている⁽¹⁹⁾。エジャトン⁽²⁰⁾は、現実の国際連盟規約が作成されるまでの英米両国の政治過程に重点を置いた分析を行っており、この2つは連盟構想研究には欠かせない先行研究と言える⁽²⁰⁾。また、ウルフの国際連盟論を同時代のほかの構想と比べることは最低限必要な作業であるが、武田昌之氏、船尾章子氏の研究は参考になる⁽²¹⁾。

上記の先行研究は全て、ウルフの国際連盟構想について何らかの解釈を行なっている。しかしウルフにだけ着目しているわけではなく、それぞれの研究で使用されている史料にも偏りがある。本研究は当該時期のウルフの残した複数の史料を使いながら、ウルフの連盟構想が実際何であったのかについて、より深く議論していく。

2 ウルフと第一次世界大戦

1914年8月1日、ドイツはロシアに宣戦を布告、3日にはフランスに宣戦し中立国ベルギーに侵入した。イギリスにおいては自由党内閣が4日、ドイツのベルギー侵攻をもってドイツへの宣戦を決定し、保守党とアイルランド国民党がこれを支持した。8月2日には反戦デモを行っていた労働党も、同月末には自由党、保守党と政治休戦に合意した。このような転身に与しなかったのは、主として独立労働党に属する少数の人々だけであった。マクドナルドは戦争に反対して議会労働党の議長を辞し、替わってアーサー・ヘンダーソン（Arthur Henderson）が就任した。労

働党は組織の上でも、そのリーダーを代えることで立場の変化を象徴したのである⁽²²⁾。

レナード・ウルフは自伝「再出発」の中で、第一次大戦を振り返り、次のように述べている。

「私はある意味では、戦争に反対であった。主にオーストリアとドイツに責任のある無益で無駄な戦争であったし、今でもそう思っている。恐らく我々の政府はそれを防ぐことが出来たはずであり、英国は巻き込まれるべきではなかった。・・・とはいえ私が絶対平和主義だったことはない。戦争が始まってしまえばドイツには抵抗しなくてはならないと思われたから、良心的兵役拒否者にはなれなかったであろう。」⁽²³⁾

ここには、開戦の直前まで 그레이の外交政策に反対し、英国の中立を求めて運動した急進主義者たちが一様に直面した問題、すなわち誤った外交政策（軍備競争、勢力均衡の追及、など）の結果引き起こされた戦争にいかに対応すべきかという問題を見てとることが出来る⁽²⁴⁾。

ウルフの5人の兄弟のうち4人が兵士として戦地に赴く一方⁽²⁵⁾、ケンブリッジ時代からの友人リットン・ストレイチー（Giles Lytton Strachey）や、ヴァージニアの姉のヴァネッサ・ベル夫妻（Clive and Vanessa Bell）らブルームズベリー・グループの人々は、多くが反戦論者で一部は良心的兵役忌避者になった⁽²⁶⁾。平和主義と関わりがないといっても、ウルフがその立場を理解し認めていたことは間違いないであろう。しかしウルフ自身は、医師の診断により徴兵を免れた。

3 国際連盟構想の誕生

「私の周りの多くの人々とフェビアン主義者たちは、戦争の初期段階で、この戦争を・・・戦争を終わらせるための戦争に転化させなくてはならず、従って戦後には、国際紛争を解決し、国際法の体系を発展させることで、平和の維持を助ける何らかの国際的権威―まもなく国際連盟と呼ばれるようになる―が設立されなくてはならないと確信していた。」⁽²⁷⁾

実際には、開戦直後から平和のための具体的な国際組織構想に着手した人々は少数であった。例えば、UDC が1914年9月半ばに打ち出した平和のための原則は次の4点である。

1) いかなる領域も、その領域の住民の人民投票その他による同意なくして、一国の政府から他国の政府へと割譲されてはならない。

2) イギリスの対外政策は、「バランス・オブ・パワー」維持を目的とする同盟関係創出を目標としてはならず、諸国間の協調行動を目指すとともに、永続的な平和を保障する国際協定を確立する機構を備え、公開のうちに討議・決定を行なう国際的機関の設立を目指さなければならない。

4) イギリスは、講和取り極めの一部として、全交戦国の同意に基いて、大幅に軍備を削減する計画を提示し、その政策実現を助けるために、軍需生産の全般的国有化と、一国から他国へ向けての武器輸出の統制を確実に実現するように試みなければならない⁽²⁸⁾。

3項目目に「ある種の国際組織の確立」が述べられているものの、UDC がその内容について発表したのは、1917年に入ってからであった⁽²⁹⁾。

また1915年2月のロンドン連合国社会主義者大会は、「この戦争の終わりには、全ての工業国

の労働者階級は団結して・・・国家間の紛争を強制的な調停や仲裁によって解決する何らかの国際的権威を創設しなくてはならない。」と決議したが⁽³⁰⁾、その詳細ははっきりしなかった。ウルフは『国際政府論』冒頭にこの決議を引用し⁽³¹⁾、「何らかの国際的権威」についての、より明確な定義を打ち出すことが彼の目的であると述べている。

英国において最も早く国際組織構想に着手したのは、急進派自由主義者の私的な集いであったブライス・グループである⁽³²⁾。その中心メンバーはローズ・ディキンソン (Goldsworthy Lowes Dickinson)、ケンブリッジの古典学者で、戦前から国際関係についての著書をもつ人物であった。グループには他に、自由党員のサー・ウィロビー・H・ディキンソン (Sir Willoughby H. Dickinson) やアーサー・ポンソンビー、リチャード・クロス (E. Richard Cross)、政治理論家のグラハム・ウォラス (Graham Wallas) らが参加していた。グループは1914年秋に結成され、1915年にかけて「戦争回避のための提案」を作成した。この「提案」の存在は、グループの内外の知識人にはよく知られていたが、改訂を重ねた後の最終版が公表されたのは、英国を含む連合国の首長が将来の国際連盟創設への支持を明らかにしたのち、1917年春であった⁽³³⁾。

この「提案」は、ウルフが作成に携わったフェビアン協会案を含む、他の構想に大きな影響を与えた。その内容は、戦後国際紛争を平和解決するための戦後にヨーロッパの6大国とアメリカ合衆国、日本、そして参加を希望する全てのヨーロッパの小国との間に結ばれる条約案である。諸国はこれにより、国際紛争を法的、非法的の二つのカテゴリーに分け、全ての法的紛争をハーグの常仲裁裁判所その他の裁判に、非法的紛争は常設調停会議にかけることに同意する。会議は紛争について考察した後、望ましい解決についての勧告を含みりポートを作成するほか、軍備の削減または制限を提案できる。

調印国は、互いに紛争の提出から12カ月あるいはりポート出版から6カ月の間は戦争に訴えない事に同意する。もし調印国が紛争を提出する事を拒むか、禁止期間内に戦争に訴えた場合には、他の調印国は攻撃された国を彼らの内の多数決の判断で最も効果的とみなされた外交的、経済的、軍事的手段をもって援助する。

「提案」は、調印国に次の3つの基本的な義務を課す。紛争を平和手続きに委ねること。紛争調査中の戦争行為を控えること、上記二つの義務違反をした国家に対して集団的に抵抗すること。このようにブライス・グループの構想は紛争の平和的解決手続きとともに戦争モラトリアムを設置する試みであり、戦争の禁止または廃絶を狙うものではなかった。⁽³⁴⁾

4 「国際政府論」の執筆過程

1915年1月、ブライス・グループに刺激を受けるようにフェビアン協会は、平和構想を検討するための「国際協定委員会 (International Agreement Committee)」を調査局の中に立ち上げた⁽³⁵⁾。そして、1913年の時点で女性協同組合運動を通じてウェッブ夫妻 (Sidney and Beatrice Webb) に見出されていたレナード・ウルフが、この委員会のための報告書を作成する仕事に抜擢されたのである。

仕事を得たウルフは猛烈な速さで研究を進め、その草稿は早くも5月にはケズウィックで行なわれたフェビアン会議で検討された。この会議には、議長を務めたバーナード・ショー（George Bernard Shaw）やウェッブ夫妻の他、ブライス・グループのJ・A・ホブソン（John Atkinson Hobson）やR・クロス、G・L・ディキンソン、G・ウォラスらも参加し、活発な意見交換がなされた⁽³⁶⁾。

ウルフはこの討議に参加できなかったが、すぐにシドニー・ウェッブから手紙で報告を受けた。手紙でウェッブは、会議で指摘された提案を踏まえて、ウルフと共同で作成中であった国際連盟（この時点ではウルフもウェッブも「国際権威」と名付けていた）規約案の修正について語っている。その中には、国際会議に種類を設けることにより、あからさまな大国主義を避けることや、国際会議の立法の範囲を制限することなど、後のフェビアンの規約案の重要な特徴となる提案が散見される。ウェッブはまた、「非政府の国際組織」という「新たに発展しつつある国際的テーマ」について調査すべきことも示唆しており、後に述べるウルフの追加調査につながったことが伺える⁽³⁷⁾。

ウルフが執筆した、国際組織の範囲と可能性について歴史的に考察した報告は、7月10日に『ニュー・ステーツマン』の付録として出版された。その翌週には、ウルフとシドニー・ウェッブとの合作である事実上の国際連盟規約案「戦争終結時の国際会議による採択のための条文提案」（序文付きの全17条）が同様に発表された⁽³⁸⁾。この2つが翌1916年9月、『国際政府論』と題して英米両国で出版される本の、第一部と第三部になったのである。

『国際政府論』第二部となる研究は、—ウルフ自身は、「報告書の作成中に、国際権威（International Authority）⁽³⁹⁾と戦争の防止という問題は、より広い国際政府（International Government）という問題に深く関わっていると考えるようになった」と説明している⁽⁴⁰⁾—1915年の夏以降進められた。こちらの内容は、世界には既に、非常に多くの「国際政府」が存在しているという事実注意到を喚起するものである⁽⁴¹⁾。ウルフはここで、国益を損なうことなく国際的な連合に参加することが可能であるし、国益は実際のところ国益でなく、部分益でしかないこともあり得ると主張した⁽⁴²⁾。しかしこのような追加調査によってフェビアン協会が、既に発表していたフェビアン・プランを変更することはなかった。

5 「フェビアン・プラン」

フェビアン・プランが定める加盟国の基本的義務は次の5つである。法的、あるいは司法的解決が可能な種類の全ての紛争を国際裁判所に付託すること。法的、司法的解決が不可能な紛争を国際会議に付託すること。紛争が国際会議又は国際裁判に付託された後12ヶ月間は戦争行為を行わないこと。国際裁判所が制裁の発動を求めた場合には実行すること。これらの義務に違反した加盟国に対して、戦争行為をも含む共同行動により対抗すること⁽⁴³⁾。フェビアン・プランは国際裁判と国際会議、戦争モラトリアムの組み合わせであり、ブライス・グループの構想と基本的には同じ型である。国際紛争を法的紛争とそうでない紛争に分けて処理する点も同様であ

る⁽⁴⁴⁾。主な違いは、フェビアン・プランが裁判所の命令に従わない国家に対して経済制裁を発動することを求め、制裁発動の範囲を広げている点⁽⁴⁵⁾、国際会議が一定の立法機能を持ち、一定の条件下ではその決定が加盟国を拘束する点⁽⁴⁶⁾で、いずれも「国際権威」の権力を広げるものであった。

また諸国家の戦争の権利を「最終手段として」認めるほか⁽⁴⁷⁾、軍事制裁の可能性を認めていること、軍縮についての提案がないこと、国家の独立と領土保全についての条項を持たないこと、現在交戦中の全てのヨーロッパの国を加盟国に迎え入れるという点⁽⁴⁸⁾は重要な特徴である⁽⁴⁹⁾。

第三章 『国際政府論』の特徴

フェビアン・プランは大まかな手続きや原則についての考察ではなく、1つの完成した規約案である。しかし規約に凝縮されるまでのウルフの思考と、彼の国際関係の認識はやはり、『国際政府論』から追う必要がある。そこで本章では、フェビアン・プランを導いたウルフの議論の主要な特徴を2つ取り上げる。その後フェビアン・プランが持つ意味について、ウルフと同時代の人々の批判的見解をもとに考察する。

1 国際立法府の可能性

ウルフによれば、国際紛争の平和的解決のために必要なことは次の3点である。権威と正確さをもって一般的な原則や国際法を制定すること、国際社会を安定的な構造の上に成立させること、大きな困難や暴力的な大変動によらずに、新たな法を制定したり、社会構造を変化させたりすることが可能になること。これらは個人が構成単位である社会においては、立法府が果たす機能であり、この機能を担う国際会議こそ「国際権威」の中で最も重要な役割を果たす機関なのである⁽⁵⁰⁾。

もちろん紛争の平和的解決のためには、国際裁判という方法がある。しかしウルフはその限界を次のように指摘した。「それは現行の秩序を守るものである。我々は、国家としての我々の利益が常に、現行の秩序を維持することだということを忘れてはならない。」そして、現状維持が国益にならない国家は、「何か現状を変更するための別の方法が保証されぬ限りは、戦争に訴える権利を放棄せず仲裁に従うことも約束しない。」⁽⁵¹⁾

ウルフにとって、このような国際裁判の限界を補うべきものが国際会議であった。彼の提案は、紛争発生時にある国家が既存の法に異議を申し立てる場合、その国の求めに応じて当該紛争を国際会議で話しあうというものである。この制度に従えば、法的性質の紛争であっても国家は紛争を国際会議に提起し、紛争が現行の法ではなく、衡平の観点から解決されることを求めることが可能である⁽⁵²⁾。

国際裁判の限界を補い、国際関係の変化を平和的に実現する機関として、一定の立法機能を持つ国際会議の必要性を強調している点が、『国際政府論』の第一の特徴である⁽⁵³⁾。しかし重要なのは、ウルフが単に国際立法府の重要性を指摘するだけではなく、いかなる国際立法府ならば実

現することが可能なのかを議論している点である。

ウルフは国際立法府創立にとっての障害を、ウィーン会議以降のヨーロッパシステム及び神聖同盟の失敗の分析から2点引き出した。その1つは各主権国家の国内システムと理念の多様性、もう1つが国内、国際各領域を明確に区別することの難しさであった。ボスニア・ヘルツェゴビナが国際会議の議題になるのなら、アルスターのアイルランド人、大英帝国内のインド人の問題も、国際問題といえるのだろうか。この問いについてウルフは次のように考察を進めた。

「この困難から逃れるための最も簡単な方法は、一国内の民族の地位は常に、国際立法の正当なテーマだと決めておくことである。しかし我々は問題を現実的な立場から論じているのだから、・・・大英帝国やロシアが、その帝国内のインド人やアイルランド人、フィンランド人の将来の地位について、国際会議で決められるような国際システムに入る可能性が僅かでもあるのかどうかということも考えなければならない。そのような可能性は殆どないだろう。」⁽⁵⁴⁾ ウルフの考えでは、現在の不完全で不均等な世界においては、諸国家に国際立法府の決定を全般的に受け入れることを期待するのは無理である。そして「国際、国内問題の間の線引きもまたできない。」⁽⁵⁵⁾のであった。

民族問題に関する普遍的原則を打ち立てる見込みはないと示唆する一方でウルフは、1815年のトルコ国内のギリシャ人の問題に関して列強が共同行動をとった例から、ヨーロッパの平和を乱す問題についての諸国家の「集会的」権利が認められつつあるとも考えた。ヨーロッパ諸国は既に19世紀に、国際立法府創設への一步を踏み出していたのである⁽⁵⁶⁾。

しかし原理的には、いかなる問題についてであれ国際会議の決定に従えば、国家主権を放棄することになるという考えが、国際立法府創設に暗い影を落としていた。国際組織と国際権威は、それぞれの国の行動が部分的には、他の国々が何を望んでいるかによって決まることを意味するからである。ウルフは国家の独立と主権という概念は「定義するのは容易ではない」が、「非常に現実的なもの」であることを認めた。「独立と主権は、宣伝家や外交官のテーマであるだけでなく、愛国心と呼ばれる危険かつ複雑な情熱のほとばしりと深く関係している。・・・今日、文明化半ばの時代にその独立と主権が保障されない国際システムに入る国はない。」⁽⁵⁷⁾

この問題についてウルフは最終的に、独立と主権を放棄するよう勧めるのではなく、国際立法府の範囲を制限することの方を選んだ。彼の結論は次のようなものである。

「国際会議は、非法的紛争を解決する権利を持つが、国際法を解釈するのではなく作る。その能力と範囲が規制されなければ、独立と領土、国家の神秘的な主権は論理的には会議の会場において、過去に戦場で失われたのと同様に失われるだろう。ここに、我々は、真の国内、国際問題のラインを見出すことが出来るのである。全ての独立主権国家は、諸国が集会的に持つ問題解決及び立法の権利を、三つの場合を除いて認めなくてはならない。そして全ての国家は、三つの場合を除いて多数派が少数派を拘束する会議に代表を送らねばならない。この三つの例外とは、法または決定が、国家の独立または領土的統合に影響する場合、または国内法の変更を必要とする場合である。」⁽⁵⁸⁾

国際法の現行秩序を守るという保守的な性質と、それを変更するための手段の必要を意識していたにも関わらず、ウルフの提案はきわめて抑制的なものであった。国際立法と紛争解決方法についてウルフが提案した制約は、彼の「国際権威」の持つ権力の範囲を著しく狭めたのである。

2 強制の問題

ウルフは、法的紛争を国際裁判所に、その他全ての紛争を国際会議にかけることに諸国家が合意するだけでは、「国際権威」として十分ではないと述べた。「国際権威」とは、権威を構成する一国に対して、他の構成国家が集合的に持つ一定の権利と権力を意味する⁽⁵⁹⁾。そして国際紛争が発生した時、武力に訴える前に所定の平和解決手続きをとるように要請する権利こそは、「国際権威」の最重要の権利である。従ってこの手続きを踏む義務を国際権威構成国があらゆる手段でもって強制する必要がある。そうしない限り、「国際組織はユートピアまたは机上の空論で終わってしまう」⁽⁶⁰⁾。

先述のようにフェビアン・プランは、国際裁判所の命令及び、一部の国際的取り決めに違反した国家に対してとる、12段階の経済制裁を規定している。さらに、ある国家が紛争発生時に戦争に訴える前に平和的解決手続きを踏むという基本的義務に違反した場合には、加盟諸国は戦争をも含む共同行動によって対抗することになっている。このような制度は、平和愛好諸国が共同行動によって個々の安全を保障するという、集団安全保障制度の基礎となるものであった。

ところがウルフは『国際政府論』の中で、諸国家の連合たる「国際権威」がそのような義務を強制する権力と意志を持つことがそもそも可能なかどうかについて議論しなかった。さらに制裁の手段についても、軍事的、経済社会的なものが考えられると仄めかすのみで、詳しく提案することは避けた。彼が国際立法府についてあれほど実現可能性にこだわったことを思えば、このような議論の省略は不可解である。このような議論の省略または不足が、『国際政府論』のもう1つの特徴である。

ウルフは1917年出版の別の著作において、人が正邪に関する一般原則によって統制されるか否かは、集合的な権力による制裁がその原則を保証するか否かとは別問題だと主張している⁽⁶¹⁾。そして制裁についての規定の違いは「それぞれの連盟構想の根底にある原則とは関係がない。」⁽⁶²⁾と述べている。

しかし国際連盟を論じた多くの人々にとって、強制に関する問題は本質に関係がないどころではなかった。国際紛争の平和的解決のための仲裁や調停などの手続きを確保することへの関心は同じでも、一方の極には特に軍事制裁自体を安定的、普遍的な抑止力として重視する人々がおり⁽⁶³⁾、もう一方の極には一種の国際的フォーラムを漸進的に発展させることを重視する人々が存在した。平和を強制するというアイデアは、文字通り連盟論者を分断したのである⁽⁶⁴⁾。

当時の論争の争点は、G・L・ディキンソンの『我々の前の選択』で知ることが出来る。一貫して制裁制度を支持していたディキンソンはここで、反対派の論客A・ポンソンビーのパンフレット『国際権威の基礎』⁽⁶⁵⁾の議論を検証しながら、自らの見解を明らかにした。

ポンソンビーはもともとパンフレットの中で、制裁に反対する理由を9つ挙げているが、そのうちディキンソンが取り上げたのは次の5つである。一定の条約を軍事力で保障する義務は、諸国家に軍事力を維持する動機を与えること。諸国家は最終的に軍事力の行使を約束するような協定に入る用意はないであろうということ。国家間の深刻かつ危険な紛争が(制裁行動によって)確実に世界戦争になってしまうということ。小国が常に大国の保護下でしか存在できなくなること。軍事力による条約の保障は「平和を望むなら戦争の準備をせよ」という過去の誤謬への退行だということ。

ディキンソンは、ポンソンビーの最初の指摘には反論できないことを認めたが、2つ目の指摘にはウィルソン大統領始め連合国の首長たちが連盟計画に好意的であると反論した。3つ目の指摘に対しては、小国同士の紛争は大国の軍事介入の脅しだけで解決されるであろうし、大国が自国だけで、または他の一国と結んでさえ、他の国々に軍事的に立ち向かうリスクをとることはほばないだろうとし、効果的な抑止によって戦争はむしろ減ると主張した。4つ目の指摘には、制裁があろうがなかろうが、小国は常に一定程度大国の庇護の下にあるとシニカルな反論をし、最後の指摘に対しては平和的解決を強制するための軍事力について予め合意することは、諸国間の軍事競争を引き起こすのではなく、それを防ぐのではないかと述べたのであった⁽⁶⁶⁾。

『国際権威の基礎』でポンソンビーが行なった制裁制度への批判は、国際連盟発足後まもなく加盟諸国が突き当たる本質的な問題を指摘しているし、ディキンソンの反論はその際に連盟の集団安全保障支持者が繰り返すことになる主張である。しかし二人とは違い、レナード・ウルフは制裁という制度が持つ意味や問題点について公には語らなかった。フェビアン・プランは確かに制裁という制度を一早く導入したが、ウルフの言論活動を見る限り、彼がそれを広めるための有力な論客だったとはとても言えないのである。

しかし少なくとも、彼の曖昧な態度には理由があったようだ。ウルフは1917年、著名な連盟論者たちが連盟の強制行動の是非について行なった討論会の報告に、次のような序文を寄せた。「この(強制という)問題の重要性を過大評価することは難しいが・・・これによって我々の関心を同じほど重要な別の問題から逸らしてしまっはいけない。連盟の根本にある考えとは、国際協力の組織化と国際紛争の平和的解決である。強制の問題は、これが実現してから関ってくる問題である・・・私は、強制の問題についての個人の考えがどうあれ、その考えに反して世界が国際協力の組織化を選ぶ方を、その考えを受け入れて世界が国際協力を拒否することより好ましいと考えるべきだと思う。」⁽⁶⁷⁾ 制裁に関する議論の省略は、ウルフの連盟プロパガンダの戦略の一部であった。ウルフは意識的に争点をぼかし、連盟創設という目標のために勢力を纏めようとした⁽⁶⁸⁾。ウルフが平和の強制という問題に正面から向き合い、論じるのは、まだ少し先のことだったのである。

3 フェビアン・プランへの批判

フェビアン・プランは「最小限計画」とか、「消防隊型計画」⁽⁶⁹⁾とか呼ばれるものであった。

それは起きてしまった紛争を戦争という手段に拠らずに解決するための手続きであり、国際紛争の原因や、それを取り除くための具体的方策については何ら提案していない。

しかし自らも「国際連盟」を著わしたジャーナリスト H・N・ブレイルスフォードは、「どれほど強力な連盟であっても、長期的には、それが正義を強制しない限りは平和を強制することはできない。最初により一般的な戦争原因を取り除いた時にはじめて、平和を強制することに希望が持てる。」⁽⁷⁰⁾と指摘した。彼によれば「組織に関する問題は、それ自体重要ではあっても、二次的なもの」だったのである⁽⁷¹⁾。

ブレイルスフォードのように戦争の原因を除去する手段として国際組織を構想した人々は、「消防隊型計画」の不備を鋭く突いた。彼らの批判を検討することによって、フェビアン・プランの意味をより深く理解することができる。

①平和的変更手段の欠如と武装状態の継続

ブレイルスフォードは、国際連盟の中核をなす紛争の平和的解決と戦争モラトリアム、この構造が仮に実現した場合の効果について鋭い分析を行なった。彼が問題視したのは、フェビアン・プランのような最小限計画では、戦争によらずに、日々変化し続ける世界が必要とする現状の変更を実現することができないという点であった。ブレイルスフォードの議論は、以下のようなものである。

最小限計画は、「諸政府が会議の勧告を受け入れるよう拘束されることも、中立諸国が自らの執行権力を持つことも提案してはいない。」この限界は深刻な結果を引き起こす。というのは、「第1に、軍備への傾倒は軽減されるかもしれないが、取り除かれない。第2に、同盟がその目的を失うと主張するのは困難である。不満あるいは野心を持つ国が、彼らの要求する修正や満足に反対する国に対抗してつくるグループが不可避免的に存在するであろう。・・・ある程度は、我々はなお、武装平和とバランス・オブ・パワーの雰囲気の中で暮らすことになる。第3に、国際会議は、これらの危険の只中でいい、それが紛争当事者の意思を打ち負かす手段を持たないと意識するが故に、無視される可能性のある勧告をなすことには慎重になるだろう。・・・それは軍事力のバランスとの望ましくない関係を帯びて、理想的な正義が要求するところにははるかに及ばないであろう。」からであった⁽⁷²⁾。

既述のように、国際政治上の現状変更手段の必要性についての認識自体はウルフも共有していた。しかしウルフの構想では、現状変更を可能にするはずの国際会議の立法的機能は限定的なものに留まっていたのである。

この点について、フェビアン・プランと同様の「消防隊型」であったブライス・グループの「提案」は、次のような説明をしている。そもそも提案の狙いは戦争の遅延であって禁止ではない。諸国が耐え難い状況から抜け出すための最終手段として戦争は残されている。第二に、調停会議の勧告は、強制的でないとはいえ現状を平和的に変更するための提案として機能する。第3に、調停会議は紛争の発生を待たずに問題となりそうな状況について提議する権利がある。同じく調

停会議は軍縮その他の平和のための諸提案を行うことができる。これらの非強制的な手段が複合的に平和の維持に役立つはずである⁽⁷³⁾。

このような、連盟構想の平和的変更機能の不備は戦争という最終手段を許容することで補われるという議論は、当時の英国においては珍しいものではなかった。戦争の許容は連盟構想の欠陥ではなく、長所とは言えぬまでも論理的帰結とみなされていたのである⁽⁷⁴⁾。

しかし多くの連盟論者たちが武装平和と勢力均衡、それに付随する同盟という国際システムを主要な戦争原因とみなしていたこともまた事実である。例えばディキンソンは、諸国家の武装平和状態がそれだけで十分な戦争原因足りうると論じていた⁽⁷⁵⁾。またUDCの3番目の項目ではバランス・オブ・パワー政策の放棄と国際連盟設立が対になっている。もし勢力均衡政策を廃絶できないとしたら、それは連盟構想の重大な欠陥ではないだろうか。

レナード・ウルフも、勢力均衡政策には批判的であった。彼によると、歴史的に勢力均衡政策の支持者たちは、「ある国家が余りに強大になればヨーロッパの勢力均衡が崩れ、その勢力の拡大を許せば、その国は将来的には戦争によってヘゲモニーを確立する」という仮定に基いて、国際関係を調整するよう主張してきた。この結果、平時における好戦的な外交と、フランス、ロシア、ドイツとの間の定期的な戦争が生まれる。というのは、「外交によって、この想像上の一国家によるヘゲモニーを防ぎ、2つの憎みあうグループのバランスを維持しようとすれば、不可避免的に戦争を作り出してしまう」からである⁽⁷⁶⁾。

ウルフの考えでは、「国際権威」は、「勢力均衡政策の放棄と真のヨーロッパ協調政策の採用を意味する。」⁽⁷⁷⁾ しかしウルフは、『国際政府論』においても、その他の著作においても、「国際権威」と勢力均衡政策の放棄との論理的な関係を論じてはいない。ウルフが平和と結びつけたのは、あくまでも、「国際権威」によって規定される外交のあり方と、一連の慣習によって将来的に実現されるであろう、成熟した国際社会の方であった。

ともあれブレイルスフォードは、以上のような希望的観測が、少なくとも短期的には誤りだということを暴露した。「最小限計画」が供給する一連の手続きだけでは、現状変更を望む国々の要求にこたえることは出来ない。戦争を許容するのならば、バランス・オブ・パワーという国際システムを根本的に変革することはできない。国際連盟の平和的変更機能の欠如という問題は、1930年代も半ばになってから再び議論されることになるが、それは第一次世界大戦中、その構想段階から指摘されていたのである。

②民族問題と経済問題

国際連盟を論じた人々に戦争原因とみなされたのは、バランス・オブ・パワー政策、武装平和といった国際社会の構造だけではない。ブレイルスフォードとJ・A・ホブソンは、それぞれ、次のように述べている。

「・・私見では、民族への配慮と商業自由が実現された世界においては、仲裁裁判のための凝った強制システムなど不要である。」⁽⁷⁸⁾

「・・・平和を脅かす2つの大きな問題に建設的な解決策を与えるための独立不偏の権威ある力が緊急に必要だということこそ、大きな権力を持つ国際会議を支持する最も強力な根拠である。その問題とは、領土と政治に関する民族問題と国際問題に関係する経済問題である。」⁽⁷⁹⁾

ブレイルスフォードは、一国内における少数民族の文化的権利の保証と、商業的機會均等の原則を連盟規約中に入れることを提案し、ホブソンは民族主義を自治に変化させるよう求め、経済問題については、国際会議が商業と資本投下、資源開発の機會均等に取り組むように主張した。

実のところ、国際的正義を実現するための一定の原則を確立することが平和のための前提条件であるという考えは当時、しばしば論じられていた。既述のUDCの5原則だけでなく、例えば1916年のウィルソン大統領の平和強制連盟における演説は、国際組織の設置と並べて、民族自決権、植民地の公正な配分、海洋の自由、門戸開放などの原則を列挙していたのである⁽⁸⁰⁾。

その一方で、平和の実現と維持という目標にとって国際組織の設立が、そのような他の原則と等価なのか従属的であるのかについては意見にばらつきがあった。ウルフとフェビアン協会は、少なくとも1915年から1916年に至る時期には「戦争を引き起こすような紛争が起きた時にそれを防ぐ組織」の計画に集中しようとしていた。フェビアン協会執行部は、「将来の戦争の防止は・・・外交の民主的統制の発展によっても、軍備制限、軍需産業の国有化、貿易と営利事業の自由、海洋の自由によっても」得られないとし、国際紛争を武力以外の方法で解決する何らかの方策を打ち立てることを、講和条件の最重要項目―財政的補償や領土の再分配にも勝る一であると述べたのである⁽⁸¹⁾。従ってフェビアン・プランの構想段階でウルフには、民族問題、経済問題に取り組む意思はなかったと考えるのが妥当であろう。

また前述のように、ウルフ自身が一国内の少数民族の地位を国際会議の議題として扱うことの難しさを認識しており、そもそも国内制度に関して国際的な合意を結ぶ可能性に悲観的であったことも思い出す必要がある。『国際政府論』も、フェビアン・プランも、国際紛争を正義と衡平の原則で解決することを訴えはしたが、国際的な正義の内容や基準については沈黙したのである。

ただ「消防隊型計画」の持つ構造（国際会議と国際裁判、戦争モラトリアム）を核とするならば、経済問題、民族問題に関するその取り組みは、付随的なものとして後から取り込むことは可能であった。フェビアンの機関紙という性格が強い『ニュー・ステーツマン』も1917年以降、国際連盟の「積極的」役割を強調するようになる。同年7月から8月にかけて同誌が掲載した国際連盟に関する6連の記事は、民族問題については触れなかったものの、国際連盟が経済面で果たすべき役割を商業通路の確保から植民地所有まで広く論じている⁽⁸²⁾。本論で詳しく論じることとは出来ないが、1917年以降、戦争が終結に近づき、具体的な戦争目的についての議論が盛んになるにつれて、国際連盟と望ましい講和とが、直接結び付けられていく。きたるべき国際連盟には、当初の想定を越えて、様々な付随的な行政機能を果たすよう求められるようになるのである⁽⁸³⁾。

おわりに 「ユートピアン」 への反論

ウルフは、自身の提案が「奇妙に不満足で見苦しい」ものであると自認していた。このシステムは「現在の国際システム同様、独立主権国家を構成員とし、・・・諸民族が愚かしく不正で不合理なやり方で結び付けられているような危険な国家システムを、その内部に含む」。その上、「過去 100 年間に大戦争を引き起こしてきた・・・行政的、政治的、経済的な国際問題の原因を根本的に扱うものではない」⁽⁸⁴⁾。ウルフにおいては、国際関係の発展段階の現状に合った国際組織を創設しなくてはならないという信念の方が強かったのである。

このようなウルフの姿勢は、J・A・ホブソン『国際政府へ向けて』の書評にはっきり現れている。ウルフが特に取り上げたのは、ホブソンが主張した国際会議への「民主的」代表制度の問題であった。彼はホブソンが、平和のためには国際組織が必要だが、その国際組織が機能するためには「国際的心情」が不可欠だと論じていることに着目し、現状では国際的心情というものはいまだ未成熟であると指摘したのであった⁽⁸⁵⁾。ウルフによれば、ホブソンのような「世界政府」支持者が前提とするような「世界市民」も「国際的愛国心」も現実には存在しないのであった⁽⁸⁶⁾。

さらにウルフは、実際問題としてある国際会議の決定が効力を持つためには、それが各国家の真の実力者たる代表、すなわち政府の代表の合意がなくてはならないと主張して、民主的な国際会議を要求するホブソンを諷めた。もし非民主的だという理由で、外交官や外務大臣による会議に反対するのならば、いつまでたっても国際会議など望めない。ウルフはさらに、現状の未成熟な国際社会においては、諸国家の代表はこの先何年もの間自分たちの国家的利益をめぐって討論することになるとも指摘した⁽⁸⁷⁾。

ホブソンの「ユートピアン」的計画に対するウルフの攻撃は、説得力を持つと同時に彼の認識の甘さも露呈している。ウルフは「国際機構が国際的心情を作り出すことはできない。」と主張したが、⁽⁸⁸⁾ 不十分な国際的心情とある種の国際的取り決めの結びつきが平和に貢献することを期待したとすれば、より楽観的なのは彼の方であった。

そもその始めにウルフが「国際権威」によって実現しようとしたことは、相互保障による戦争の阻止でもなければ、戦争原因の廃絶でもなかった。それは、「恐怖を鎮め、国際紛争を白日の下にさらすことで理性に訴えかけ、何より国際社会が集団として世界全体の平和を乱す問題を解決する権利を有することを公に承認させることで、より合理的、理性的な国際関係が成長するための基礎を築くこと」であった⁽⁸⁹⁾。

1919 年 1 月に始まったパリ講和会議で決定された現実の国際連盟規約は、「フェビアン・プラン」と非常に似たものであった。しかし連盟は、それが埋め込まれた政治的条件に規定され、ウルフの期待したように機能することはなかった。第一次世界大戦後の国際関係はウルフの連盟構想の限界を露呈し、そのために彼の問題意識もまた変化していく。第一次世界大戦終結後、ウルフが現実の国際連盟を自らの外交論の中にどう位置づけ、どのように論じたのか、その連盟論がいかに変化したのかについては、また改めて報告することにしたい。

注

- (1) Leonard Woolf, *International Government: Two Reports by L. S. Woolf Prepared for the Fabian Research Department: With An Introduction by Bernard Shaw*
Together with a project by a Fabian Committee for a International Authority that will prevent war, (New York: Brentanno's, 1916) 以下 IG と略す。
- (2) 3人の急進派自由主義者 Charles Trevelyan、Arthur Ponsonby と Edmund Morel、1人の社会主義者 Ramsay MacDonald、政治的にはまだらの Norman Angell の5人が創設。Marvin Swartz, *The Union of Democratic Control in British politics during the First World War*, (Oxford: Clarendon Press, 1971), pp. 11-25.
- (3) A. J. P Taylor, *The Trouble Makers Dissent over Foreign Policy 1792-1939*, (London: Hamish Hamilton, 1957)
- (4) マイケル・ハワード、奥村房夫他訳『戦争と知識人』(原書房、1982年)
- (5) Catherine Ann Cline, *Recruits to Labour: The British Labour Party 1914-1931*, (Syracus: Syracuse University Press, 1963) に詳しい。
- (6) Leonard Woolf, *Foreign Policy: Labour Party's Dilemma*, (London, 1947), p. 7.
- (7) Kenneth Miller, *Socialism and Foreign Policy: Theory and Practice in Britain to 1931*, (Hague: Martinus Nijhoff, 1967), John Callaghan, *The Labour Party and Foreign Policy: A History*, (London and New York: Routledge, 2007) など。
- (8) Henry R Winkler, *Paths Not Taken: British Labour and International Policy in the 1920s*, (Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press, 1994)
 一, *British Labour Seeks a Foreign Policy, 1900-1940*, (New Brunswick: Transaction Publishers, 2005)
- (9) John F. Naylor, *Labour's International Policy: The Labour Party in the 1930's*, (Boston: Houghton Mifflin Company, 1969)
- (10) 吉川宏『1930年代英国の平和論 レナード・ウルフと国際連盟体制』(北海道大学出版会、1989年)
- (11) Leonard Woolf, 'Utopia and Reality', *Political Quarterly*, XI. 2 (April-June 1940), pp. 167-82.
- (12) 最近論文集に纏められた。Brian C. Schmidt, *International Relations and the Great Debate*, (London and New York: Routledge, 2012)
- (13) Peter Wilson, *The International Theory of Leonard Woolf: A Study in Twentieth Century Idealism*, (New York: Palgrave Macmillan, 2003) 理想主義と空想主義のそれぞれの定義は諸説あろうが、国際関係理論の分野では互換的なものと考えてよいという見解を筆者は採用する。なお E・H・カーは「空想主義」を好んで使用したが、ウィルソンは「理想主義」を使用している。この点についてはデーヴィッド・ロング、ピーター・ウィルソン編、宮本盛太郎、関静雄監訳『危機の20年と思想家たち—戦間期理想主義の再評価—』(ミネルヴァ書房、2002年) 参照。
- (14) Casper Sylvest, 'Interwar Internationalism, the British Labour Party, and the Historiography of International Relations', *International Studies Quarterly*, 48, 2004.
- (15) Casper Sylvest, 'Continuity and change in British liberal internationalism, c.1900-1930', *Review of International Studies*, 31, 2005 や Lucian M Ashworth, *International Relations and the Labour Party: Intellectuals and Policy Making from 1918-1945*, (London: Tauris Academic Studies, 2007)
- (16) Martin Ceadel, *Semi-Detached Idealists: the British Peace Movement and International Relations, 1854-1945*, (Oxford: Oxford University Press, 2007)

- (17) 近年の出版された伝記は政治活動に重きを置いていない。Victoria Grendinning, *Leonard Woolf: A Biography*, (New York: Free Press, 2006) また、Duncan Wilson, *Leonard Woolf: A Political Biography*, (London: Hogarth Press, 1978) は詳細な研究ではない。
- (18) Leonard Woolf, 'The Enforcement of Peace' *New Statesman*, 3 June 1916.
- (19) Henry R. Winkler, *The League of Nations Movement in Great Britain: 1914-1919*, (New Brunswick, N.J.: Rutgers University Press, 1952)
- (20) George W. Egerton, *Great Britain and the Creation of the League of Nations: Strategy, Politics, and International Organizations, 1914-1919*, (London: Scholar Press, 1979)
- (21) 武田昌之「第一次大戦期の平和主義 小考(2)」『北海道東海大学紀要 人文社会科学系』第14号 (2001年)。船尾章子「国際連盟構想の起源とその展開」桐山孝信、杉島正秋、船尾章子編『転換期国際法の構造と機能: 石本泰雄先生古稀記念論文集』(国際書院、2000年) pp. 87-134.
- (22) 議会労働党の議長は事実上の党首である。
- (23) Leonard Woolf, *Beginning Again*, (San Diego, New York and London: Harcourt Bracejovanovich Publishers, 1964), p. 177. 以下 BA と略す。
- (24) B・ウェッブは戦争に対するフェビアン協会の意見の分裂を1915年5月3日の日記に書いた。「・・・執行部内で一番若いクリフォード・アレンは狂信的な反戦、親独。彼の祖国が間違っているということを証明するための事実をひねりだすのに、全ての努力を傾けている。・・・アンソールは、ドイツの分割だけではなく、オーストリアのハンガリーとスラブ地域を独立させ、南ドイツをそのドイツ人地域に併合することが絶対必要だと言いついて悦に入っている！シドニー（ウェッブ）はごくまともな英国の愛国者で、ドイツを分割したりドイツ人を辱めたりすることには反対だ。・・・独立労働党を支配している人々は熱狂的平和主義者たちで、英国社会党の指導者は暴力的愛国主義者、組合職員たちは普通の、真つ当な、ありふれた、敵に対する英国政府の支持者である。・・・」Norman and Jeanne Mackenzie, (ed.), *The Diary of Beatrice Webb volume three 1905-1924 'The Power to Alter Things'*, (London: London School of Economics and Political Science, 1984), pp. 226-227.
- (25) Glendinning, p.184. Woolf, BA, p. 177.
- (26) Samuel Hynes, *A War Imagined The First World War and English Culture*, (New York: Macmillan Publishing Company, 1990), p. 84.
- (27) Woolf, BA, p. 189.
- (28) 本文は H. M. Swanwick, *Builders of Peace: being Ten Years' History of the Union of Democratic Control*, (London: Swarthmore Press, 1924), pp. 39-40. 翻訳は A・J・メイア、斉藤孝・木畑洋一訳『ウィルソン対レーニン I』(岩波書店、1983年) pp. 74-75. による。また、5番目の項目「軍事行動が終結した後もヨーロッパでの闘争が経済戦争によって継続されてはならない。イギリスの政策は全ての国家間の自由な貿易関係を推進し、門戸開放の原則を保持、拡大することを目指さなければならない。」が1916年5月、J・A・ホブソンの提案で加わった。
- (29) Sally Harris, *Out of Control: British Foreign Policy and the Union of Democratic Control, 1914-1918*, (Hull: The University of Hull Press, 1996) p. 164.
- (30) *Independent Labour Party Report of the Norwich Conference April 1915*, (London: Independent Labour Party, 1915), p. 121.
- (31) Woolf, IG, p. 3.
- (32) 前駐米大使ブライス卿 (Viscount Bryce) が議長であるためこう呼ばれる。
- (33) Martin D. Dubin, "Toward the Concept Collective Security: The Bryce Group's "Proposals for the Avoidance of War", 1914-1917", *International Organization*, Vol. 24, March 1970.

- (34) プライス・グループの「提案」の概略は Egerton, pp. 9-10. 全文は Woolf, *Framework of Lasting Peace*, pp. 67-90. に収録されている。タイトルは 'Proposals for the Prevention of Future Wars' である。
- (35) *Fabian News* Vol. XXXVI., NO. 3. February, 1915, p. 18.
- (36) Norman and Jeanne Mackenzie, p. 232.
Fabian News Vol. XXXVI., NO. 7. June, 1915, p. 48.
- (37) Norman Mackenzie ed., *The Letters of Sidney and Beatrice Webb vol.3 Pilgrimage 1912-1947*, (Cambridge, London, New York: Cambridge University Press, 1978), pp. 55-56.
- (38) Special Supplement: Suggestions for the Prevention of War, 'Memorandum prepared by Mr. L. S. Woolf for the International Agreements Committee of the Fabian Research Department.' および Suggestions for the Prevention of War Part II, 'Articles suggested for adoption by an International Conference at the termination of the present War by the International Agreements Committee of the Fabian Research Department', *New Statesman*, V. 118, July 10, 1915 及び V. 119, July 17 1915. 本論文では便宜上、この規約案を「フェビアン・プラン」と呼ぶことにする。
- (39) ウルフは後の国際連盟にあたる複合的な国際組織を「国際権威」と名付けた。
- (40) Woolf, *BA*. P. 187.
- (41) 主要な例は万国郵便連合等の国際行政連合である。
- (42) Woolf, *IG*, p. 353.
- (43) *Ibid.*, p. 375.
- (44) *Ibid.*, pp. 390-394, pp. 398-400. 9 条及び 14 条
- (45) *Ibid.*, pp. 406-410. 17 条
- (46) *Ibid.*, pp. 379-380. pp. 386-390. 5 条及び 8 条
- (47) *Ibid.*, pp. 378-379. 4 条
- (48) *Ibid.*, pp. 376-377. 2 条
- (49) 領土保全条項はウィルソンの計画の特徴であった。船尾章子「多国間主義にもとづく領土保全の保証—国際連盟規約第 10 条の教訓—」『神戸市外国語大学外国学研究』63 (2006 年)。
- (50) Woolf, *IG*, p. 24.
- (51) *Ibid.*, pp. 83-84.
- (52) *Ibid.*, p. 84.
- (53) この点はウィンクラーやミラーなど複数の研究者が指摘している。ウルフ自身、国際立法機能がフェビアン・プランの個性と考えていた。Woolf (ed.), *Framework of Lasting Peace*, p. 43.
- (54) Woolf, *IG*, pp. 37-38.
- (55) *Ibid.*, p. 111.
- (56) *Ibid.*, pp. 41-47.
- (57) *Ibid.*, p. 112.
- (58) *Ibid.*, p. 114.
- (59) *Ibid.*, p. 103.
- (60) *Ibid.*, p. 118.
- (61) Woolf (ed.), *The Framework of a Lasting Peace*, p. 53.
- (62) *Ibid.*, p. 52.
- (63) 当時広く共有されていた「もしドイツが英国が軍事介入することを知っていたなら、この戦争は起きなかっただろう」という考えは平和の「強制」への支持に容易に結びついた。Woolf, *IG*, p. 131.
- (64) UDC の連盟構想である The Community of Nations には、それが「平和を強制する」試みではないこ

とが明記されている。

- (65) Arthur Ponsonby, *The Basis of International Authority*, (London : League of Peace and Freedom, 1917), pp. 8-10.
- (66) G. Lowes Dickinson, *The Choice Before Us* , (London: George Allen & Unwin, 1917), pp. 195-196.
- (67) Leonard Woolf, ' Shall the Nations Enforce Peace' , *War and Peace*, January 1917.
- (68) ブライス・グループも同じく制裁の実行に関する問題を深く論じることを避けた。Woolf, *Framework of Lasting Peace*, p. 82.
- (69) Miller, p.64. Alfred Zimmern の言葉。
- (70) Henry Noel Brailsford, *A League of Nations: Second and Revised Edition*, (London: Headley Bros. Publishers, 1917), p. 272.
- (71) Ibid., p. 46.
- (72) H. N. Brailsford , 'The Organization of Peace', in Charles Roden Buxton (ed.), *Towards a Lasting Settlement Second Impression*, (London: George and Unwin 1916), p. 172.
- (73) Woolf (ed.), *Framework of Lasting Peace*, pp. 82-83. 3つ目と4つ目にあたる規定は、フェビアン・プランには含まれていないものである。
- (74) 例えば G. L. Dickinson, 'The League to Enforce Peace' , *War and Peace*, January 1917. にも同じような議論を見ることができる。
- (75) G. L. Dickinson, 'The Basis of Permanent Peace' in Charles Roden Buxton (ed.), *Towards a Lasting Settlement Second Impression*, (London: George and Unwin, 1916), p. 18.
- (76) ' Correspondence ' , *New Statesman*, March 18, 1916.
- (77) ' Correspondence ' , *New Statesman*, March 25, 1916.
- (78) Brailsford, *A League of Nations*, p. 314.
- (79) J. A. Hobson, *Towards International Government*, (London: George Allen & Unwin, 1915), p. 119.
- (80) Albert Bushnell Hart (ed.), *Selected Addresses and Public Papers of Woodrow Wilson*, (New York: Boni and Liveright, 1918), pp. 121-125.
- (81) *Fabian News* Vol. XXVII., NO. 10. September, 1916.
- (82) 'A League of Nations I-VI', *New Statesman*, July 14, 21, 28, August 4, 11, 18.
- (83) 'Statement of War Aims Adopted at a joint conference of the societies affiliated with the Trades Union Congress and the British Labour Party, at Central Hall, Westminster, London, December 28, 1917' にも見られる。
- (84) Woolf, *IG*, pp. 124-125.
- (85) Leonard Woolf, 'International Mind', *The Nation*, August 7, 1915.
- (86) Woolf, *IG*, p. 126.
- (87) 'The Prevention of War' , *The New Statesman*, July 24, 1915. なお、本論文で使用したウルフの署名のない出版物の特定は Leila Luedeking and Michael Edmunds, *Leonard Woolf A Bibliography*, (Winchester: St Paul's Bibliographies, 1992) を参考にした。
- (88) Leonard Woolf, *The Nation*, August 7, 1915.
- (89) Woolf, *IG*, pp. 135-136.